

財務省告示第三百九十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年八月二十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成十六年九月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百二

十三回）

二 発行の根拠 平成十六年度における財政運営

の法律及びその 平成十六年度の発行の特例等に

の法律及びその 関する法律（平成十六年法律第

二 十二号）第二十一条及び財

政 融資金特別会計法（昭和二

十 六年法律第一百一号）第十

一 項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用 等 成 十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用 を受けるものとし、その振替

機 関は日本銀行とする。

札 格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

五 募入決定の

十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子	利率	非競争入札発行	発行価格	発行日
平成十六年八月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成十八年八月二十日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	を、支払う。	平成十七年二月二十日及び八月二十日	額面金額百円につき九十九円九	平成十六年八月二十日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

す。次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

その翌営業日に支払うときは、

が銀行休業日に当たるときは、

金額を支払う。ただし、

とし、次の算式により算出した

平成十七年二月二十日を

年〇・二パーセント

十面金額百円につき九十九円九

額七銭以上のそれぞれ九十九円九

格

す。